**斑鳩町コミュニティバス難病患者運賃無料適用について**

**◎対象となる方**

 〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第４条に定める治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定める疾病に該当する人

　　　※斑鳩町の住民以外の人も対象となります。

**◎手続き**

　①手続きには、次の書類が必要となりますので、斑鳩町役場総務部総務課に

申請してください。（発行手数料：無料）

　　・斑鳩町コミュニティバス難病患者運賃無料適用申請書

・「指定難病特定医療受給者証」（有効期間内のもの）の写しまたは、

対象疾患にり患していることがわかる証明書（診断書など）

・本人の顔写真（たて４ｃｍ×よこ３ｃｍ）

・本人確認書類（運転免許証など）を提示してください。（現在有効中の

もので原本に限ります）

※代理の方が申請書類等を提出する場合は、申請者本人と代理の方の本人確認書類が必要です。

　②申請内容を確認し、斑鳩町コミュニティバス難病患者運賃無料適用証明書（以下「証明書」）を発行します。（有効期限：証明書発行の日から１年間）

**◎ご利用方法**

　〇斑鳩町コミュニティバスに乗るときに証明書を乗務員に提示してください。

問い合わせ先

申請窓口　斑鳩町役場総務部総務課

　住　　所　斑鳩町法隆寺西３丁目７番１２号

　電話番号　０７４５－７４－１００１

　Ｆ Ａ Ｘ　０７４５－７４－１０１１

　E-mail soumu@town.ikaruga.nara.jp